

令和2年8月26日

2木観復第13号

最終改正 令和2年9月10日2木観復第21号

観光客受入環境整備支援金「事業再開枠」交付要領

(目的)

第1条 御嶽山噴火により深刻な影響が生じている木曽地域における観光事業者（以下「事業者」という。）が、観光客の受入環境の整備（以下「環境整備」という。）を行う取組について支援することを目的とする。

本支援金は環境整備を行う事業者が、事業再開に向け、業種別ガイドライン等に照らして事業を継続する上で必要最小限の新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を行う取組について支援するものとする。

(通則)

第2条 支援金の交付に関しては、長野県補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）の規定を準用するほか、この要領の定めるところによる。

(支援対象者)

第3条 支援対象となる者は、木曽郡内に事業所を有する事業者であり、木曽観光復興対策協議会観光客受入環境整備支援金（以下「支援金」という。）の申請を行う者とする。

(支援対象経費等)

第4条 支援対象となる経費は、自らの事業が該当する業種別ガイドラインに基づいた感染拡大予防のために行う感染防止対策の取組であり、次の各号をすべて満たす経費とし、予算の範囲内において交付する。

- (1) 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- (2) 令和2年5月14日以降に発生し、令和3年2月28日までに支払が完了した経費
- (3) 証拠資料等によって支払金額が確認できる経費

2 支援対象となる経費は、別表1に掲げる経費とするが、業種別ガイドラインに明確に記載がある場合は支援対象とする。

3 次の各号に掲げる経費は支援の対象としない。

- (1) 感染防止対策に合致しないもの
- (2) 必要な経理書類を用意できないもの
- (3) 自社内部の取引によるもの（支援事業者が支援事業者以外から調達したもののうち、①から⑥に掲げる経費のみ支援対象とする。）
- (4) 販売や有償レンタルを目的とした製品、商品等の生産・調達に係る経費

- (5) オークションによる購入（インターネットオークションを含む）
- (6) 保証金、敷金、仲介手数料等不動産の賃貸に際し必要となる経費
- (7) 電話代、インターネット利用料金等の通信費
- (8) 名刺や文房具、その他事務用品等の消耗品代（例えば、名刺のほか、ペン類、インクカートリッジ、用紙、はさみ、テープ類、クリアファイル、無地封筒、OPP・CPP袋、CD・DVD、USBメモリ・SDカード、電池、段ボール、梱包材の購入など、感染防止対策目的であることが明確でないものは支援対象外。）
- (9) 雑誌購読料、新聞代、団体等の会費
- (10) 茶菓、飲食、奢侈、娯楽、接待の費用
- (11) 不動産の購入・取得費、修理費、車検費用
- (12) 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用および訴訟等のための弁護士費用
- (13) 金融機関などへの振込手数料（ただし、発注先が負担する場合は支援対象とする。）、代引手数料、インターネットバンキング利用料、インターネットショッピング決済手数料等
- (14) 公租公課（消費税・地方消費税）
- (15) 各種保証・保険料
- (16) 借入金などの支払利息および遅延損害金
- (17) 免許・特許等の取得・登録費
- (18) 講習会・勉強会・セミナー研修等参加費や受講費等
- (19) 商品券・金券の購入、仮想通貨・クーポン・（クレジットカード会社等から付与された）ポイント・金券・商品券（プレミアム付き商品券を含む）での支払い、自社振出・他社振出にかかわらず小切手・手形での支払い、相殺による決済
- (20) 役員報酬、直接人件費
- (21) 各種キャンセルに係る取引手数料等
- (22) 支援金応募書類・実績報告書等の作成・送付・手続きに係る費用
- (23) 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

（支援率等）

第5条 支援金「事業再開枠」に係る支援率等は以下のとおりとする。

支援率	1/2 以内
支援額	上限 40 千円

- 2 支援額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。
- 3 支援金「事業再開枠」の支援額は、支援金の額を超えない範囲とする。

(交付申請)

第6条 支援金「事業再開枠」の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、観光客受入環境整備支援金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）及び観光客受入環境整備支援金提出書類確認表（様式第2号。以下「確認表」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、木曽観光復興対策協議会長（以下「協議会長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 事業内容及び申請金額が確認できる書類（見積書の写し等）
- (2) その他協議会長が必要とする書類

(支援金の交付決定)

第7条 協議会長は、第6条の申請があった場合は、その内容を審査の上、支援金「事業再開枠」交付の可否及び支援金額を決定し、申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 規則第5条に規定する補助金等の交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ観光客受入環境整備支援金事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号。以下「承認申請書」という。）を協議会長に提出し、その承認を受けること。
- (2) 事業に係る書類は事業の終了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整理保存すること。

(申請の取下げ)

第9条 規則第7条に規定する申請の取下げを行うことのできる期間は、交付決定の日から30日以内とする。

(実績報告)

第10条 交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、支援事業が完了したとき、観光客受入環境整備支援金実績報告書兼請求書（様式第4号。以下「報告書」という。）及び確認表に、次の各号に掲げる書類を添えて、協議会長に提出しなければならない。

- (1) 事業内容及び支払金額が確認できる書類（写真及び領収書の写し等）
- (2) 振込口座と口座名義がわかる書類（通帳の見開きページの写し等）
- (3) その他協議会長が必要とする書類

(支援金の支払)

第11条 協議会長は、第10条の報告があった場合は、交付決定者に対し支援金額を上限とし、支援金「事業再開枠」を支払うものとする。

(不当利益の返還)

第 12 条 協議会長は、偽りその他不正の行為により支援金「事業再開枠」の交付を受けたものがあるときは、その者から支援金「事業再開枠」を返還させることができる。

(その他)

第 13 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、協議会長が別に定める。

附則

この要領は、令和 2 年 9 月 1 日から施行し、令和 2 年 5 月 14 日から適用する。

【別表1】 支援対象経費（第4条関係）

経費内容

①消毒費用、②マスク費用、③清掃費用、④飛沫対策費用、⑤換気費用、⑥その他衛生管理費用

【各費目の説明】

①消毒費用

消毒設備（除菌剤の噴霧装置、オゾン発生装置、紫外線照射機等）の購入費、消毒作業の外注費、消毒液・アルコール液の購入費

- ・事業を継続するための感染防止対策に必要な消毒のための機械装置、消毒液・アルコール液の購入・外注に要する経費を対象とする。
- 通常が生産活動のための設備投資の費用、単なる取換え更新の購入は支援対象としない。

②マスク費用

マスク・ゴーグル・フェイスシールド・ヘアネットの購入費

- ・事業を継続するための感染防止対策に必要なマスク・ゴーグル・フェイスシールド・ヘアネットの購入に要する経費を対象とする。
- 通常が生産活動のための投資の費用、単なる取換え更新の購入は支援対象としない。

③清掃費用

清掃作業の外注費、手袋・ゴミ袋・石けん・洗浄剤・漂白剤の購入費

- ・事業を継続するための感染防止対策に必要な清掃のための外注、手袋・ゴミ袋・石けん・洗浄剤・漂白剤の購入に要する経費を対象とする。
- 通常が生産活動のための設備投資の費用、単なる取換え更新の購入は支援対象としない。

④飛沫対策費用

アクリル板・透明ビニールシート・防護スクリーン・フロアマーカの購入費・施工費

- ・事業を継続するための感染防止対策に必要な飛沫対策のためのアクリル板・透明ビニールシート・防護スクリーン・フロアマーカの購入、施工のための外注に要する経費を対象とする。
- 通常が生産活動のための設備投資の費用、単なる取換え更新の購入は支援対象としない。

⑤換気費用

換気設備（換気扇、空気清浄機等）の購入費・施工費

- ・事業を継続するための感染防止対策に必要な換気のための機械装置の購入、施工のための外注に要する経費を対象とする。
- 通常が生産活動のための設備投資の費用、単なる取換え更新の機械装置等の購入は支援対象としない。

⑥その他衛生管理費用

ユニフォームのクリーニング外注費、トイレ用ペーパータオル・使い捨てアメニティ用品の購入費、従業員指導等のための専門家活用費、体温計・サーモカメラ・キーレスシステ

ム・インターホン・コイントレー・携帯型アルコール検知器の購入費

- ・事業を継続するための感染防止対策に必要な衛生管理のための上記費目（①～⑤に該当するものを除く）の購入、外注に要する経費を対象とする。

通常の生産活動のための設備投資の費用、単なる取換え更新の機械装置等の購入は支援対象としない。